

安全保障理事会決議 2133 (2014)

2014年1月27日、安全保障理事会第7101回会合にて採択

安全保障理事会は、

あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何時また誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認しそして国際連合憲章に従って、テロリストの行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威に対し、あらゆる手段により闘う必要性を更に再確認し、

テロリストの行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威に関する全ての安保理の関連諸決議並びに議長諸声明を想起し、

テロ行為の資金調達を予防しまた抑圧する加盟国の義務をくり返し表明し、

テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約および人質をとる行為に関する国際条約を含む、関連するテロ対策国際文書を想起し、

資金を増やすこと若しくは政治的譲歩を得ることを含む、何かの目的のためにテロリスト集団により犯された誘拐および人質を取る出来事を強く非難し、

資金を増やすこと若しくは政治的譲歩を得る目的のテロリスト集団により犯された誘拐および人質を取ることの出来事の増加、とりわけアル・カーイダおよびその協力関係にある集団による誘拐の増加に、懸念を表明し、そしてテロリストへの身代金の支払いが、より多くの犠牲者を生み出しそして問題を永続させる将来の誘拐や人質を取るための資金を供給することを強調し、

適用可能な国際法に従って、テロリスト集団により犯された誘拐および人質を取ることを予防しそして身代金の支払い若しくは政治的譲歩なしに人質の安全な解放を確実にする安保理の決意を表明し、

またこれに関連して、関連する国際連合テロ対策組織の活動を補完する、グローバル・テロ対策フォーラムの活動、とりわけ幾つかの枠組文書および身代金目的の誘拐の分野におけるものを含む、良い慣行の公表に留意し、

被害者およびテロリスト集団により犯された身代金目的の誘拐や人質を取ることの出来事により影響を受けた者を支援しそして人質や誘拐された者の生命を守ることに入念な考慮を与えるため、取組を一層強化する必要性を認識し、そして国が、テロリズムと闘うためにとる措置は、国際法、適切な場合には、とりわけ国際人権法、難民法および国際人道法の下での自らの義務を遵守することを確保しなければならないことを再確認し、

テロリストによる身代金目的の誘拐により与えられた脅威およびこれに関連して国際社会が取ることができる予防的措置に対処し、そしてこの問題の理解をより深めるため、ローマ・リヨン・グループを含む、更なる専門家の話し合いを奨励するロック・アーン・G8 サミットの決定に留意し、また非同盟運動の国家元首若しくは政府の長の第 16 回サミットの最終文書の第 225.6 項が、テロリスト集団による身代金および／若しくは他の政治的譲歩を結果として生じる人質を取るものの犯罪発生を非難したことに更に留意し、

世界中の資金洗浄およびテロリスト資金調達枠組対策を改善する国際連合テロ対策機関並びに金融活動作業部会の現行の活動を通じた、テロリスト集団の資金調達や金融サービスへのアクセスを削減する取組を支援する安保理の公約を表明し、

世界的に拡大した社会において、テロリストおよびその支援者達による、テロ行為を犯すための勧誘や扇動の目的のために並びに彼らの活動の資金調達、計画立案および準備のための、新しい情報およびコミュニケーション技術、とりわけインターネットの増加した使用に懸念を表明し、

安保理決議 1904 (2009)、1989 (2011) および 2083 (2012) を、そしてこれらの決議の本文第 1 項(a)の要件が、アル・カーイダ制裁一覧用の個人、集団、企業若しくは団体に対する身代金の支払いにも適用されることを、特に、確認していること、を想起し、

テロリズムの行為、方法および実行が、国際連合の目的と原則に反することまた故意に資金提供し、

計画立案しそして扇動するテロリストの行為もまた国際連合の目的と原則に反することを再確認し、

1. 安保理決議 1373 (2001) および全ての国家は、テロリストの行為に資金提供することを防止しそして抑圧し並びにテロ集団の構成員の勧誘を抑圧することおよびテロリストへの兵器の供給をなくすことによるものを含んで、テロ行為に関与した団体若しくは人々に対する、積極的若しくは消極的な、なんらかの形態の支援を提供することを自制するものとするという安保理の決定を再確認する。

2. 全ての国家は、自国民若しくは自国領域内の人々や団体が、テロ行為の犯行を犯したかあるいは犯そうとしたか若しくは助長したかまたは参加した人々の、そのような人々により直接的に若しくは間接的に所有されたかあるいは統制された団体のそしてそのような人々に代わって若しくは指示で活動している人々や団体の利益のために、直接的に若しくは間接的に、なんらかの資金、金融資産若しくは経済資源または利用可能な金融あるいは他の関連サービスを、築き上げることを禁止するものとするという決議 1373 (2001) における安保理の決定を更に再確認する。

3. 全ての加盟国に対し、テロリストが身代金支払いから若しくは政治的譲歩から直接的にまたは間接的に利益を得ることを防止することそして人質の安全な解放を確保することを求める。

4. 全ての加盟国に対し、テロリスト集団により犯された誘拐および人質を取ることの出来事の期間中密接に協力することを求める。

5. 全ての国家は、テロリストの行為の資金提供若しくは支援に関連した刑事捜査または刑事手続に関連して最大限の援助措置を互いに与えるものとする、という決議 1373 (2001) における安保理の決定を再確認する。

6. テロリストによる身代金目的の誘拐に関する専門的な話し合いを継続する必要性を認識し、そして加盟国に対し、国際社会が誘拐を防止しそしてテロリストが資金を増やすか若しくは政治的譲歩を得るために誘拐を用いることから直接的にまたは間接的に利益を得ることを防止するために取り得る追加的措置について、国際連合や GCTF を含む、他の関連する国際的および地域的機構の範囲内で、そのような専門的な話し合いを続けることを求める。

7. テロリスト集団に対する身代金支払いは、彼らの勧誘努力を支援し、テロリストの攻撃を準備しそして実行する彼らの活動上の能力を強化しそして将来の身代金目的の誘拐の出来事の動機を与える収入源の一つであることを留意する。

8. 決議 1373 (2001) に従って設立されたテロ対策委員会 (CTC) に対し、適切な専門知識の援助を得て、資金を増やすか若しくは政治的譲歩を得るためにテロリスト集団により犯された誘拐および人質を取ることを防止する措置を議論するため、加盟国および関連する国際的並びに地域的機構の参加を得た特別会合を開催することを奨励し、そして CTC に対し、この会合の成果について安保理に報告することを要請する。

9. 「テロリストによる身代金目的の誘拐によって利益を得ることを防止・否定するためのグッド・プラクティスに関するアルジェ・メモランダム」の GCTF による採択を想起しそして CTED に対し、加盟国に対するその能力構築の促進におけるものを含んで、その職務権限に一致して、適切な場合には、それを考慮に入れることを奨励する。

10. 全ての加盟国に対し、身代金を支払うことなしにテロリストの誘拐を防止しそして対抗するための関連する指針と良い慣行を採択するか若しくは続くことを民間部門の協力者に奨励することを求める。

11. 全ての加盟国に対し、適切な場合には、身代金からのものを含む、テロリズムの資金調達に対抗するその能力を改善するため、あらゆる関連する国際連合テロ対策機関と協力しまた対話に従事することを求める。

12. 1267/1989 アル・カーイダ制裁委員会の監視チームおよび決議 1888 (2011) に従って設立された委員会並びに他の関連する国際連合テロ対策機関に対し、この問題およびこの分野における関連する傾向と進展に関して加盟国により取られた措置に関する情報を提供する場合、密接に協力することを奨励する。

13. この問題に引き続き取り組むことを決定する。